

## 県道に自転車通行帯を設置しました

令和 3年 6月 1日  
福島県県中建設事務所

県中建設事務所では、別図の県道(路線図)のとおり自転車通行帯を設置しました。自転車は、買い物や通勤通学等の日常生活で利用される方が年々増加しているとともに、朝晩の渋滞緩和や脱炭素社会への貢献など、環境問題に対しても間接的に影響を与えており、身近で利用価値が高い移動手段として重要な役割を担っています。

今回設置した自転車通行帯は、路面標示により自動車利用者に対して車道の自転車通行を周知することを目的としています。

路面標示は設置箇所の状況により、下記の3種類を設置しています。



矢羽根の向きは自転車の進行方向を表しています。

なお、自転車は周囲の状況をよく見て交通法規を守って利用しましょう。

# 路 線 図

